

中間前払について

1. 対象となる工事

1件請負代金額が1千万円以上であって、かつ、工期が150日以上であること。

2. 対象となる経費の範囲

当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

3. 割合

請負代金額の10分の2以内とする。

4. 条件

① 工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。

② 工事の進捗額が請負代金額の2分の1以上であること

5. 請求

請負者は前払金に支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とし、保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、中間前払金の支払を発注者に請求することができる。

6. 支払

発注者は、請求を受けた日から14日以内に中間前払金を支払わなければならない。

7. 認定

請負者は、中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は、発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。

この場合において、発注者又は、発注者の指定する者は、請負者の請求があったときは、直ちに認定をおこない、当該認定の結果を請負者に通知しなければならない。

8. 認定者

認定者は、主任監督職員とする。